

## 令和7年度第9回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年12月24日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室

開 会 令和7年12月24日(水) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 溫司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	×	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	×	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	×				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明 (北部)	○	16. 渡邊 由美子 (西部)	○	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 13名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件

議案第25号 農地法第5条の規定に係る許可申請 ..... 2件

議案第26号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 ..... 2件

(一括契約)

#### (2) 報告案件

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 3件

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 13件

### 2 その他

「農地法5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告

宮田用水土地改良区・福田悪水土地改良区の賦課金徴収事務の委任解除について

会長 皆さん、こんにちは

今年も残すところあと1週間程となりました。暖冬が続いておりますが、体調管理にご注意いただき、よい年始を迎えてください。

では、只今から、令和7年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は、2番酒井委員と5番中野委員と11番星野委員と14番木村委員より事前に欠席の連絡がありましたが、10名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番伊藤 正敏（いとう まさとし）委員と3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第25号】農地法第5条の規定に係る許可申請2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページの申請番号R7-12をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、名古屋市に本社を置き、清須市にある支店にて寝装関係商品等の製造・販売を営む法人です。

支店の近くに従業員用駐車場がありますが、自動車通勤を希望する者全員が駐車することができず、今後増員も考えているため、駐車スペースが不足しています。また、利用している土地は、賃借地であり、今年度をもって土地所有者へ返還を求められています。そのため、新たな駐車場の確保が急務となりました。

複数の土地を検討しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－ b – (a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－ b に該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりで、申請地は2箇所に離れていますが、それぞれ支店から60メートルほどの距離にあります。

土地利用計画図をご覧ください。

それぞれ18台分の普通車用駐車場です。透水性のアスファルト舗装を行い、雨水は北側の側溝へ流します。隣接地との境界はブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。2箇所の乗り入れ部分のみ蓋をし、側溝の入れ替えは行わないとのことです。以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になりますが、

丹羽委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-13 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、名古屋市に本社を置き、清須市にある支店にて寝装関係商品等の製造・販売を営む法人です。支店では、材料の搬入や商品の出荷を、海上コンテナや大型トラックで行っています。業績が伸びることに伴い、それらが出入りする回数が増加しています。現在の支店敷地内の搬出スペースでは余裕がなく、複数のコンテナトラックが同時に出入りする際は、公道上で待機せざる終えない状況になっており、通行に支障をきたしています。そのため、コンテナトラックの待機駐車場用地を探していました。

複数の土地を検討しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオ－（ア）－b に該当し、第 2 種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりです。

土地利用計画図をご覧ください。

3台分の海上コンテナトラック用駐車場です。透水性のアスファルト舗装を行い、雨水は北側の側溝へ流します。隣接地との境界はブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。乗り入れ部分のみ蓋をし、側溝の入れ替えは行わないとのことです。以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になりますが、

丹羽委員 U字溝はそのままで、補強をせずに蓋をする感じですか？

事務局 土木課に協議をお願いしております、土木課に一度聞いた際には、このままで進める予定でいるとのことでした。

丹羽委員 乗用車でしたら問題ないのですが、大型トラックとなると、U字溝自体弱いのでトレーラーの大きさや、出入りの事を考えると耐えれるような補強をするべきだと思います。

事務局 そのお話は伝えておりまして、意見があった場合に関しては改良していくだけ条件や改良せずに壊れた場合は弁償していただく事も了承済みです。こちらの案件は再度土木課と事務局とで協議し、U字溝の整備が不要なのか整理した上で県に進達させていただきたいと思います。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第26号】農用地利用集積等促進計画策定の要請2件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号R7-17についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用

調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

こちら担当の星野委員より、欠席のため事前に問題ないことを報告いただいております。

続きまして、申請番号 R7-18 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は 10 年間となっております。

こちら担当の木村委員より、欠席のため事前に問題ないことを報告いただいております。

以上で説明を終わります。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第 20 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件及び【報告第 21 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。報告第 20 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 3 件を説明します。申請番号 R7-35 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は露天駐車場です。こちら福田悪水が該当しております。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-36 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。賃貸用倉庫付事務所新築です。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 続きまして、申請番号 R7-37 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。賃貸用戸建住宅建築、共同住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 4 ページをご覧ください。報告第 21 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を説明します。申請番号 R7-92 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-93 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用案件になります。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-94 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当の中野委員より、欠席のため事前に問題ないことを報告いただいております。

続きまして、申請番号 R7-95 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら福田悪水が該当しております。担当は鈴木正委員です。

鈴木正委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 5 ページをご覧ください。申請番号 R7-96 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件になります。担当は岩田委員です。

岩田委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-97 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件になります。中野委員の案件となっておりますが問題ないと聞いております。

続きまして、申請番号 R7-98 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-99 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内の案件

です。担当は三宅委員です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 6 ページをご覧ください。申請番号 R7-100 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内の案件です。担当は三宅委員です

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-101 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら宮田用水が該当しております。担当は堀田推進委員です。

堀田推進委員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R7-102 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場兼資材置場です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。申請番号 R7-103 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R7-104 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は集合住宅建築です。こちら再転用の案件になります。担当は石塚委員です。

石 塚 委 員 こちら T 字路の突き当たりの場所になりまして、カーブミラーがあると思うのですが、こちらは後で移転されるのですか？

事 務 局 土木課に情報共有し、必要であれば移転させていただきます。

伊 藤 委 員 カーブミラーを移転する場合、移転費用はどなたがご負担されるのですか？

事 務 局 基本的には原因者負担になると思いますが、土木課と一度相談させていただきます。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他について事務局に説明を求めます。

事 務 局 机上配布させていただきました農地法 5 条の規定による許可された旨の

証明願をご覧ください。こちらは、最後に回収しますので、持ち帰らず、机に置いたままにしてください。

では、農地法 5 条の規定による許可された旨の証明願いが 3 件提出されましたので、報告させていただきます。

まず、1 枚目をご覧ください。願出者、願出地、地目、面積は記載のとおりです。平成 20 年 4 月 18 日に許可され、現況は駐車場となっております。

続きまして、2 枚目をご覧ください。願出者、願出地、地目、面積は記載のとおりです。令和元年 9 月 13 日に許可され、現況は駐車場となっております。

続きまして、3 枚目をご覧ください。願出者、願出地、地目、面積は記載のとおりです。昭和 60 年 3 月 18 日に許可され、現況は駐車場となっております。

報告後は、尾張農林水産事務所へ進達し、県にて許可された旨の証明をしていただきます。

以上で説明を終わります。

伊 藤 委 員 謙受人謙渡人どちらも証明願は出せる認識で良いでしょうか？

事 務 局 その認識で問題ございません。

出せるのは、謙受人謙渡人または相続人のみになります。古い案件になりますと当時の方がお亡くなりになられていたりするので、その場合は、申請者は相続人の方になります。

会 長 許可された旨の証明願とはどんなものですか？

事 務 局 過去に申請した農地転用について、許可がされていることの証明になります。今後法務局で地目変更するために必要な添付書類になります。地目変更をする場合、農地転用の許可通知が必要になりますが、紛失などで手元にない場合にそれに代わるものです。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他について事務局に説明を求めます。

事 務 局 宮田用水土地改良区・福田悪水土地改良区の賦課徴収事務の委任解除について説明します。

この件に関しては、以前、お話ししたことがあるかもしれません、今般、宮田用水より受益地の所有者に対し、お知らせがあり、その件で市農業委員会にもお問い合わせがありますので説明いたします。

これまで清須市は両改良区より賦課金の賦課事務、徴収事務を委任されて事務を行って参りました。しかし、昨今の近隣自治体の動向は、土地改良区の賦課徴収事務については、土地改良区で行うような流れがあります。その中で、清須市は、市内の土地の受益者においては、市民の利便性を考慮して可能な限り事務を引き受けて来たところです。

また、毎年の賦課金の賦課事務や徴収事務については、市税務課において専用のシステムを土地改良区に構築していただき、固定資産税土地課税情報と住民基本台帳情報と可能な限り連携して事務を行っていました。

この固定資産税情報と住民基本台帳情報を管理する清須市のシステムが国の主導で変更することとなり、土地改良区の専用システムとの連携には、多額のシステム改修費が必要となることがわかりました。そこで、両改良区と相談し、令和8年度から、宮田用水に関しては毎年の賦課事務、徴収事務を返還。福田悪水に関しては賦課事務のみを返還することとなりました。

これに関連し、産業課で行っている農地転用等の際の地区除外申請の受付、決裁賦課金の収納事務についても、令和8年度より両土地改良区へ返還することでまとまっております。8年度より事務を返還するためには、事前準備期間として、調整区域にあっては来月13日以降、市街化区域にあっては来年3月25日以降、清須市では手続きができなくなります。委員の皆様に何らかのお問い合わせがありましたら、両改良区へお問い合わせいただきますようお願いいたします。説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他について事務局に説明を求めます。

事務局 マスコミなどの報道でお米券の配布について情報が流れており、一部の市民の方から、産業課にお問い合わせが増えてきたこともあり、皆様にも簡単に現状をご説明いたします。

内閣は、物価高騰対策として地方にお金が落ちてまいります。

このお金の活用について、農林水産省から活用方法の推奨事業として、お米券の配布事業が紹介されているところです。

つまり、国から地方に降りてきたお金を、地方公共団体が自ら活用方法を考え事業を実施する事になります。

清須市でも、国の推奨事業であるお米券配布事業を否定するものではありませんが、配布したお米券は、令和8年9月30日までに利用しないといけないことがすでに決定されており、配布から利用期間が短いという問

題もあり、物価高騰対策として市民の皆様に活用いただける効果的な方法を検討しております。

事業内容が決まりましたら、清須市広報やホームページにて周知がされます。

よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

伊藤委員 他市で固定資産税の課税地目が田んぼから雑種地に変えられた事について裁判になっていましたが、清須市としてはどうお考えになりますか？

事務局 仮に清須市で同じような事があった場合は、我々農業委員会としては肥料管理がされる農地かどうかで判断していきたいと考えております。その上で税務課と課税地目を変更するか慎重に協議していきたいと思います。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和8年1月23日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所北館2階第1、第2会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和7年度第9回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後3時00分—

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_